第十二条の二及び第十二条の三を削り、第十二条の四を第十二条の二とする。

第十三条中「第百十四条第三号」を「第百十四条」に改め、同条第二号中「単位漁場区域」の下に「（法第百十八条第一項に規定する単位漁場区域をいう。以下同じ。）」を加える。

第十五条第一項中「法第百十八条第二項又は第三項の規定により同条第二項又は第三項の一定の水域（以下「単位漁場区域」という。）」を「単位漁場区域」に、「それぞれ同条第二項又は第三項」を「法第百十八条第一項」に改め、同条第三項中「第百十八条第二項又は第三項」を「第百十八条第一項」に改める。

第十六条第二号中「法第百十四条第二号又は第三号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済にあつては、」を削る。

第十八条の見出し中「特定第三号養殖業に係る」を削り、同条第一項を次のように改める。

法第百二十四条第二項第二号の政令で定める種類の養殖業は、かき養殖業、一年貝真珠養殖業、二年貝真珠養殖業、小割り式二年魚ふぐ養殖業、小割り式三年魚ふぐ養殖業及び小割り式ひらめ養殖業とする。

第十八条の九を第十八条の十とし、第十八条の八を第十八条の九とし、第十八条の七を第十八条の八とする。

第十八条の六中「この条」の下に「、第二十三条第三項第四号及び第二十五条第二項第三号」を加え、同条を第十八条の七とし、第十八条の五の次に次の一条を加える。

第十八条の六　法第百二十五条の六第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一　法第百二十五条の三第一項第二号の規定により定められた区域に係る特定養殖業を営む日数が一年を通じて九十日（当該区域につき、九十日を超え百二十日までの範囲内で、農林水産省令で定めるところにより都道府県知事がこれと異なる日数を定めたときは、その日数）を超えること。

二　前号の特定養殖業の養殖に係る生産金額が一年を通じて百三十万円を超えること。

第二十条第二号中「第百十条第五項」を「第百八条第四項」に、「第百十一条の五第一項」を「第百十一条の四第一項」に改める。

第二十二条の四の表中「規定」を「法の規定」に改め、同表第八十五条、第九十一条第四項、第百五条第一項、第百五条の二第一項、第百八条第一項から第三項まで、第百十条第一項、第百十一条第一項、第百十三条第一項から第四項まで、第百十六条第一項第一号及び第二号、第百十八条第三項第一号、第百二十五条の三第一項、第百二十五条の六第一項及び第二項、第百二十五条の八第一項、第百二十五条の十一第二項及び第三項、第百二十七条第一項並びに第百九十五条第一項第二号の項中「第百十六条第一項第一号及び第二号、第百十八条第三項第一号」を「第百十六条第一項」に改める。

第二十三条第三項各号列記以外の部分中「漁獲共済」の下に「、養殖共済」を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「除く。」の下に「以下この号及び」を、「場合」の下に「（その申込みに際し、当該区域内に住所を有し、かつ、当該特定養殖業を営む区域内特定養殖業者以外の被共済資格者から併せて当該特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みがあつた場合を含む。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号中「除く。」の下に「以下この号及び」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三　養殖共済にあつては、法第百十八条第一項に規定する養殖業の種類ごと及び単位漁場区域ごとに、当該単位漁場区域内において当該種類の養殖業を営む被共済資格者（法第百十六条第一項の被共済資格者をいい、農林水産省令で定めるものを除く。第二十五条第二項第二号において同じ。）の全員から同時に当該養殖共済に係る共済契約の締結の申込みがされた場合

第二十五条第二項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号中「当該共済契約者が」の下に「、法第百十八条第一項に規定する養殖業の種類ごと及び単位漁場区域ごとに、当該単位漁場区域内において当該種類の養殖業を営む被共済資格者の二分の一以上の者から同時に当該種類の養殖業に係る養殖共済の締結の申込みがされた場合における当該申込みに係る共済契約者であり、かつ」を加え、「中小漁業者」を「者」に改め、同項第三号中「場合」の下に「（その申込みに際し、当該区域内に住所を有し、かつ、当該特定養殖業を営む区域内特定養殖業者以外の被共済資格者が併せて当該特定養殖業に係る特定養殖共済の共済契約の締結の申込みをした場合を含む。）」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第二十八条の表中「読み替える規定」を「読み替える法の規定」に改め、同表第八十五条第一項の項中「、第百十六条第一項第二号ロに掲げる団体にあつてはその構成員」を削り、同表第八十五条第二項及び第九十三条第一項第八号の項中「てん補され」を「塡補され」に改め、同表第九十一条第四項の項中「、第百十六条第一項第二号ロに掲げる団体にあつてはその構成員」を削る。

別表第三号中「二分の一」を「四分の一」に、「三分の一」を「六分の一」に、「四分の一」に改め、同表第四号及び第五号中「百分の五十五」を「百分の二十七・五」に、「二分の一」を「四分の一」に、「三分の一」を「六分の一」に改め、同表第六号から第四十一号までの規定中「二分の一」を「四分の一」に、「三分の一」を「六分の一」に、「四分の一」を「八分の一」に改める。

（漁船乗組員給与保険に係る再保険金額の保険金額に対する割合に関する政令の廃止）

第三条　漁船乗組員給与保険に係る再保険金額の保険金額に対する割合に関する政令（昭和四十八年政令第二百五十八号）は、廃止する。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第四条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第百四十二号を次のように改める。

百四十二　削除

第九条の四第五十二号を次のように改める。

五十二　削除

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第五条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第百十二号を次のように改める。

百十二　漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第三十九号）附則第四条第一項の規定により解散した旧漁船保険中央会

第四十三条第二項第七十号を次のように改める。

七十　漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律附則第四条第一項の規定により解散した旧漁船保険中央会

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第六条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条中第八十一号を削り、第八十二号を第八十一号とし、第八十三号から第百九号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十三条第七項中第六十号を削り、第六十一号を第六十号とし、第六十二号から第百六号までを一号ずつ繰り上げる。

（行政手続法施行令の一部改正）

第七条　行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、漁船保険中央会」を削る。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第八条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「第百三十八条の十三第一項に規定する再保険関係に係る再保険責任又は同条第二項」を「第百二十八条」に改め、「政府と漁船保険中央会との間の」を削る。

附則第十八条から第二十条までを次のように改める。

第十八条から第二十条まで　削除